

# 高齢者の万引きに関する実証分析<sup>1</sup>

大阪大学  
山内直人研究室

行政

Delgersaikhan Erdembileg

中野 梨花

松尾 泰輔

源石 雄大

小川 ひより

2020 年 11 月

---

<sup>1</sup> 本稿は、2020 年 12 月 19 日、20 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2020」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 要約

近年、日本社会の高齢化の進行に伴い、高齢者に関する様々な社会問題が浮き彫りとなっている。中でも本稿では高齢者の万引き問題を取り上げ、問題の要因及び対策を考える。

現在の日本では全犯罪者数における高齢犯罪者の割合が急速に増加している。2018 年時点で全体の 2 割以上を占めていることから問題の深刻さが窺える。また、高齢犯罪者の中でも半数以上が万引きにより検挙されている。万引きは再犯率も高いため、今後も高齢化が予想される日本においては、高齢者の万引き問題は早急に解決すべき課題であると言える。

高齢犯罪者割合の増加の背景には高齢者の人口増加に加え少年犯罪の減少がある。近年、少年犯罪は急速な減少傾向にあるが、これは単純に少子化の影響を受けた結果ではない。少年 1000 人当たりの犯罪発生率はここ数年で低下しており、少年犯罪の現状は改善されてきていると言える。これは、少年犯罪に関する研究の蓄積や、政府が行う少年犯罪対策の効果により達成されたものである。一方、高齢者による犯罪問題の分野では未だ研究が進んでおらず、改善の傾向がみられない。政府の現行の対策としては、各都道府県での地域生活定着支援センターの運営や一部の自治体での防犯カメラ補助金制度があるが、いずれも地域単位での政策に留まっており、高い効果を発揮しているとは言い難い。高齢化が深刻化する現在の日本においては、少年犯罪だけでなく高齢者による犯罪にも目を向け、有効な政策を打ち出していくことが必要であると考え。

よって本稿では高齢者による犯罪問題に着目し、中でも犯罪件数の大半を占める高齢者万引きの社会的及び個人的要因について研究することとした。高齢者万引きへの対策を講じる第一歩として、高齢者万引きの特徴を明らかにするための都道府県別パネルデータを用いた分析を行った。「万引き検挙人員 100 人当たりの高齢者万引き検挙人員」を被説明変数とし、説明変数には、高齢者万引きに影響を与えられと考えられる経済的要因・社会的要因・コミュニティ的要因の大きく 3 つに分類した変数を採用した。この分析では、それぞれの変数が統計的に有意であるという結果が得られた。また、本稿では高齢者万引きに関する 3 つの先行研究を取り上げた。先行研究によると、高齢者万引きは①自己目的型②生活困窮型③認知症型の 3 つに分類されることが分かった。そこで、現状分析・先行研究・分析結果を踏まえこれら 3 分類に応じた 3 つの政策提言を行うこととした。過去の研究や政策では、これら 3 分類を一括りにしたものが多いが、本稿では各原因に応じた政策を考案し、高齢者万引き問題の解決を目指す。さらに今後、高齢者犯罪に対する効果的な政策を講じていくための、詳細データの蓄積と公開、EBPM の推進に関する政策提言も行う。

# 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 要約 .....                   | 2  |
| 目次 .....                   | 3  |
| はじめに .....                 | 4  |
| 第1章 高齢者による犯罪の現状と特徴.....    | 5  |
| 第1節 高齢犯罪者数とその推移.....       | 5  |
| 第2節 万引きの被害.....            | 7  |
| 第3節 高齢者特有の病気と万引き.....      | 9  |
| 第4節 政府による現行の政策や対策.....     | 9  |
| 第5節 地域で行われている現行の政策や対策..... | 10 |
| 第6節 現行の政策の限界.....          | 10 |
| 第7節 問題意識 .....             | 11 |
| 第2章 先行研究及び本稿の新規性.....      | 12 |
| 第1節 先行研究 .....             | 12 |
| 第2節 本稿の新規性.....            | 13 |
| 第3章 実証分析 .....             | 14 |
| 第1節 リサーチクエスションと仮説.....     | 14 |
| 第2節 使用するデータ.....           | 14 |
| 第3節 被説明変数 .....            | 14 |
| 第4節 説明変数 .....             | 15 |
| 第5節 推定モデルと推定方法.....        | 16 |
| 第6節 推定結果 .....             | 17 |
| 第7節 結果の解釈 .....            | 18 |
| 第4章 政策提言 .....             | 19 |
| 第1節 政策提言の概要.....           | 19 |
| 第2節 政策提言の詳細.....           | 19 |
| 第5章 おわりに .....             | 24 |
| 参考文献 .....                 | 25 |

## はじめに

近年、急速な少子高齢化に伴い様々な社会問題が発生している。社会保障費の増大や労働力人口の減少等、影響は広範囲に波及しているが、本稿では高齢化に伴う犯罪問題に着目する。全犯罪者数における高齢犯罪者数の割合は急速に増加しており、2018 年には全体の 2 割以上を占めている。一般的に犯罪学では、犯罪は加齢に伴って収束するとされていたが 21 世紀の日本では加齢による犯罪の減少率は非常に低い。加えて高齢人口が増加している現状に比例して高齢者犯罪が増加傾向にあるのだ。他の先進国と比較しても、このような日本の現状は特殊であり、現在の日本の刑事政策ではこの現状への対策が十分にできていないと言える。かつては少年犯罪に焦点を当てた研究が多く見られたが、その効果もあり近年は少年 1000 人当たりの犯罪発生率は低下している。深刻な少子高齢化問題を抱える日本の現状を鑑みると、現在の日本にとって必要なのは高齢者犯罪に関する実証的な研究であると考ええる。

そこで本稿では、高齢者犯罪の中でも件数割合及び再犯率が共に高い万引きに焦点を当て、実証分析によって高齢者特有の万引き誘因を探る。まず現状分析として、高齢者犯罪全体の状況及び万引き被害の実態を探り、現行の対策についても言及する。さらに先行研究として、高齢者万引きに関する研究を 3 本挙げる。先行研究を踏まえ、本稿では都道府県別パネルデータを用いた回帰分析を行い、高齢者の万引き要因を探る。最後に現状分析及び分析の結果を基に、高齢者万引きの原因に応じた 3 つの政策提言と、EBPM の推進に向けた 1 つの政策提言を行う。

# 第 1 章 高齢者による犯罪の現状と特徴

## 第 1 節 高齢犯罪者数とその推移

今日の日本では高齢化の進行に伴う様々な問題が発生している。その中の 1 つに高齢者による犯罪がある。図 1 のように、日本における全検挙人員に対する高齢者の検挙人員数（高齢者率）は年々増加傾向にあり、2018 年には全体の 2 割以上を占めている。この背景として高齢者の人口増加と少年犯罪の減少がある。警察庁のデータによると少年犯罪は 2003 年をピークに 15 年連続で減少しており、また同年齢層 1000 人当たりの人口比で比較しても少年犯罪は年々減少していることが分かっている。これは少年犯罪についての社会的・学術的研究の蓄積や少年法の厳罰化を始めとする国家による対策・政策が一定の効果を出してきた結果であると言える。このことから分かるように近年の急激な高齢者率の上昇は、単純な少子高齢化による人口構造の変化のみによるものではない。注目度の高い少年犯罪については、国家の手厚いサポートが施され改善がみられたが、高齢者犯罪に関しては政策が十分ではないために高齢者率の上昇が進行しているものと考えられる。

次に、罪名別高齢犯罪者数についてみると（図 2）、全高齢犯罪者のうち半数以上が万引き犯であることが分かる。また、図 3 にある通り、窃盗の再犯率は他の犯罪と比較して高く、窃盗のうちのほとんどが万引きであることを考えると、万引きは再犯率の高い犯罪だと言える。

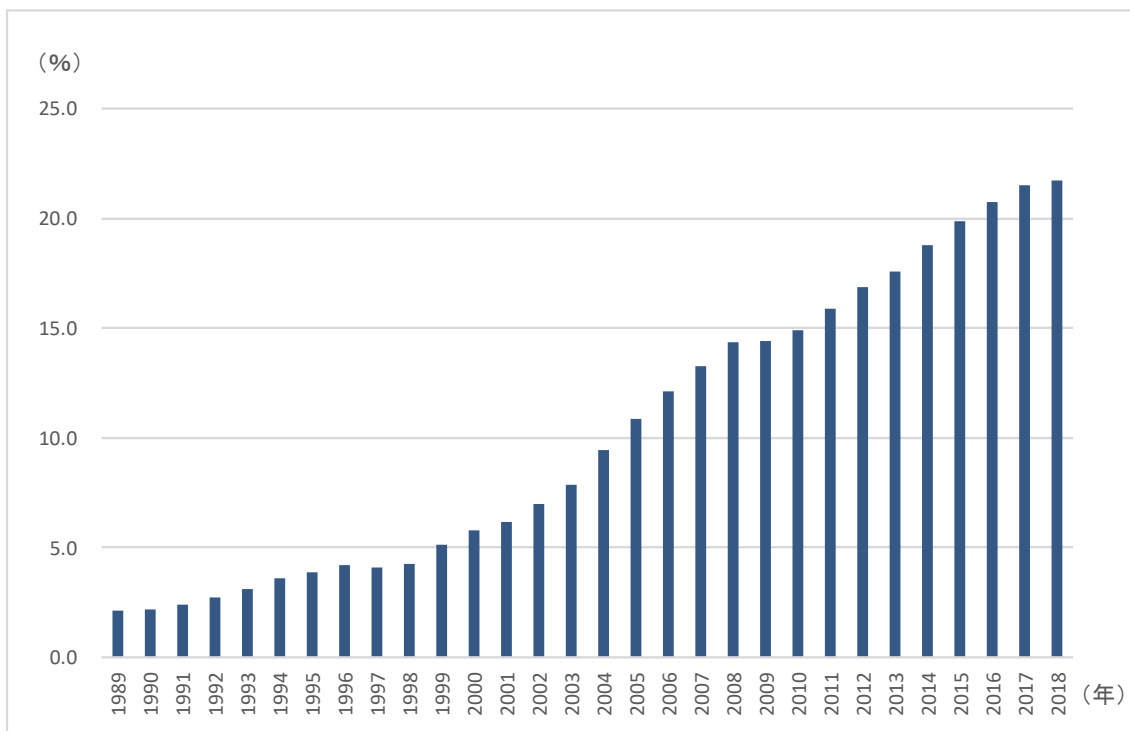


図 1 「全検挙人員に占める高齢者率の推移」（「令和元年版 犯罪白書」をもとに筆者作成）

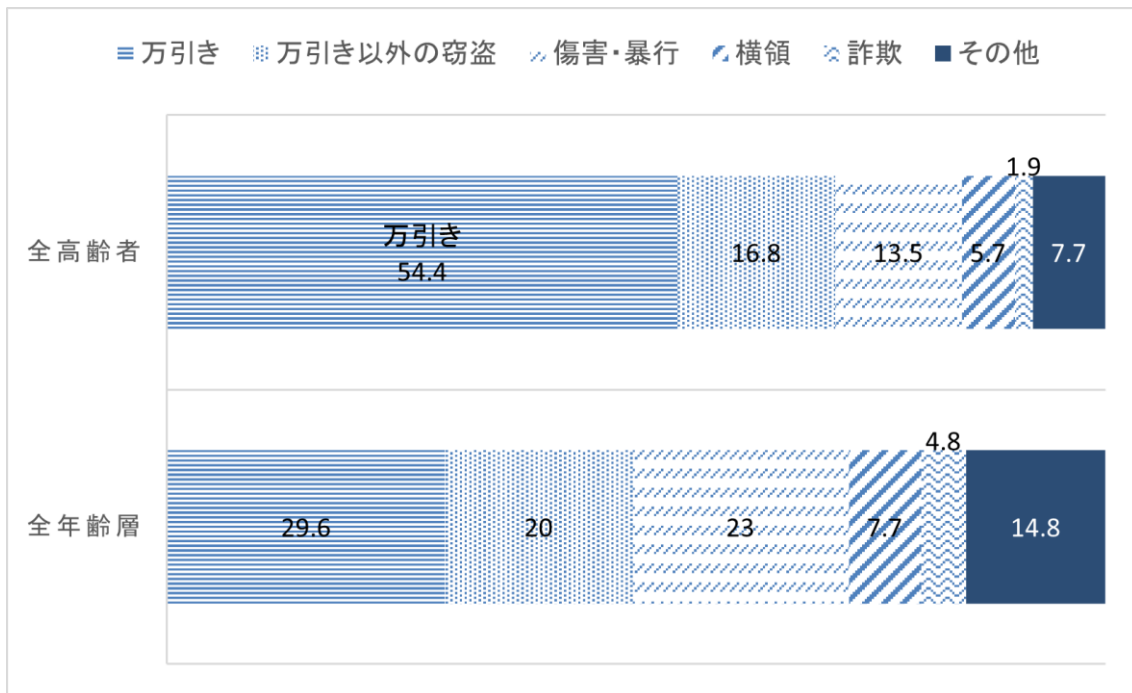


図2「罪名別構成比」(「令和元年版 犯罪白書」をもとに筆者作成)

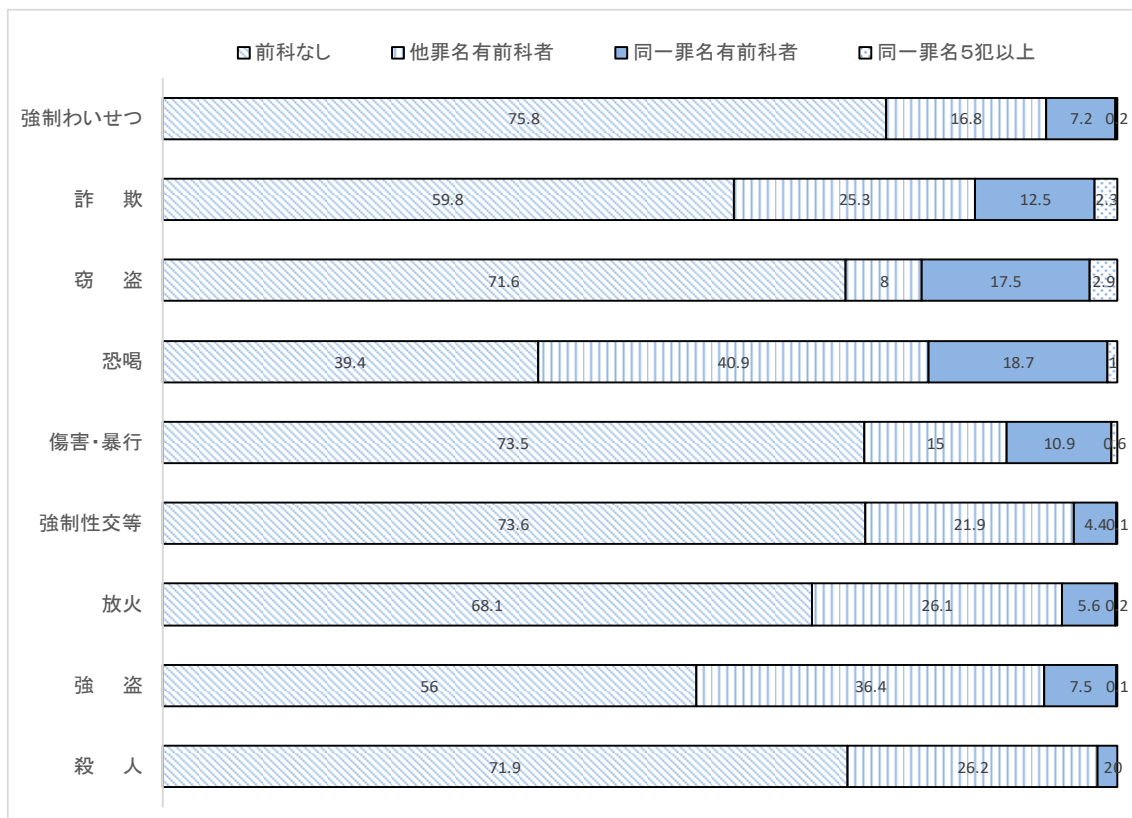


図3「成人検挙人員の前科の有無別構成比」(「令和元年版 犯罪白書」をもとに筆者作成)

## 第2節 万引きの被害

万引きについて、検挙件数や被害を見ていく。図4にある通り、万引きの検挙件数は2018年には年間7万件程度となっており、最も多かった2004年と比較すると4割ほど減少している。一方、高齢者が万引きで検挙された件数は警察庁によると年間2万7千件程度で、2004年から2018年にかけてほとんど横ばいで推移している。そのため、全体の検挙件数の中で高齢者が占める割合は増加傾向にあり、2004年には20%程度であったが、2018年度にはおよそ34%にのぼっている。また、検挙率は2000年までは80%以上を維持していたが、2000年以降は70%台で推移している。

被害額については、年間およそ4000億円に上ると言われている。また、「平成30年度、および29年度の刑法犯に関する統計資料」より、被害品数のうち食料品が占める割合は、全世代では約53.1%であるのに対し、60歳以上では約68.9%となっている。図5より、高齢者による万引きでは主に食料品が被害に遭っていることがわかる。「令和元年度の万引きに関する調査研究報告書」より、高齢者の万引きは6割以上がスーパーマーケットで行われており、そこで販売されている食料品が被害に遭っているためであると考えられる。図6より、若い世代と比較してもその割合が高くなっていることがわかる。

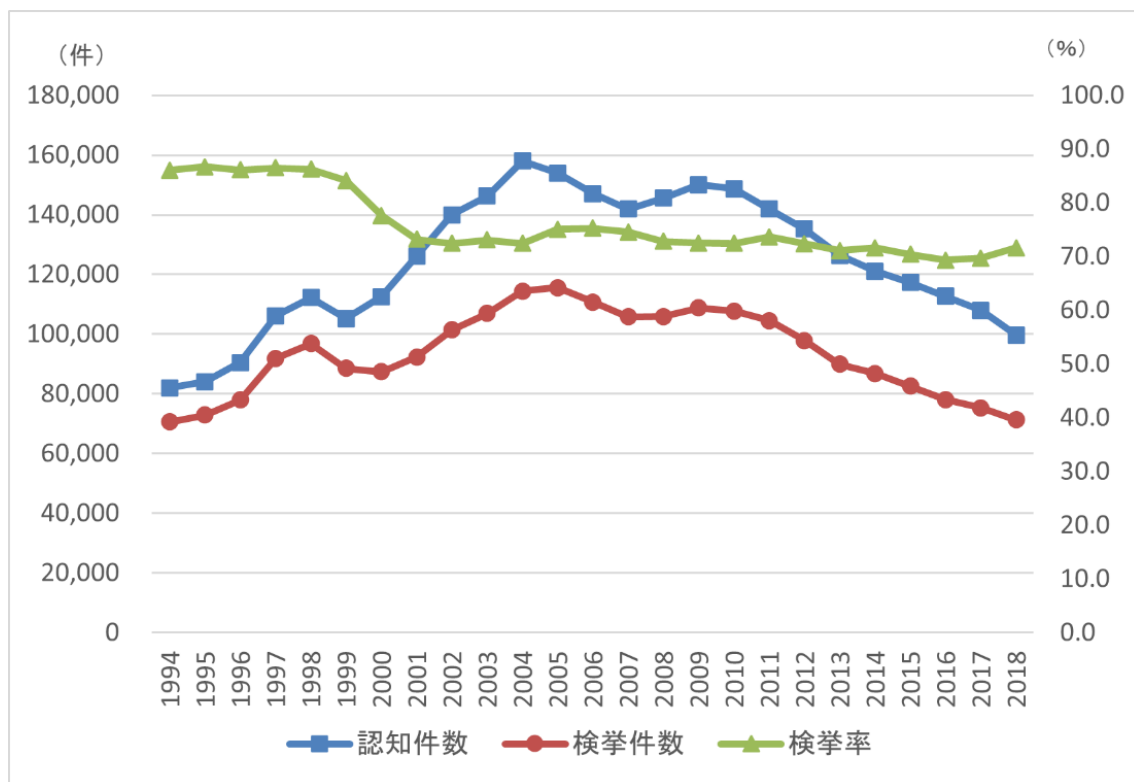


図4「万引きの認知件数と検挙件数、万引きの検挙率」（「平成30年の刑法犯に関する統計資料」をもとに筆者作成）

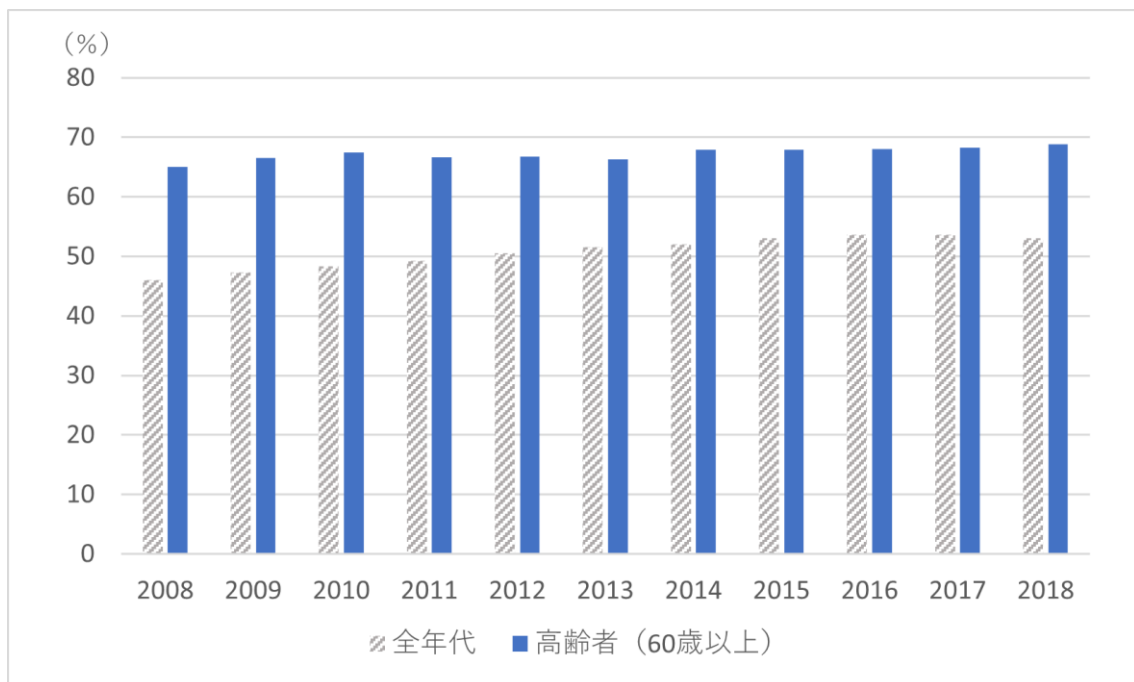


図 5 「被害品のうち食料品の割合」 （「平成 29 年及び平成 30 年の刑法犯に関する統計資料」をもとに筆者作成）

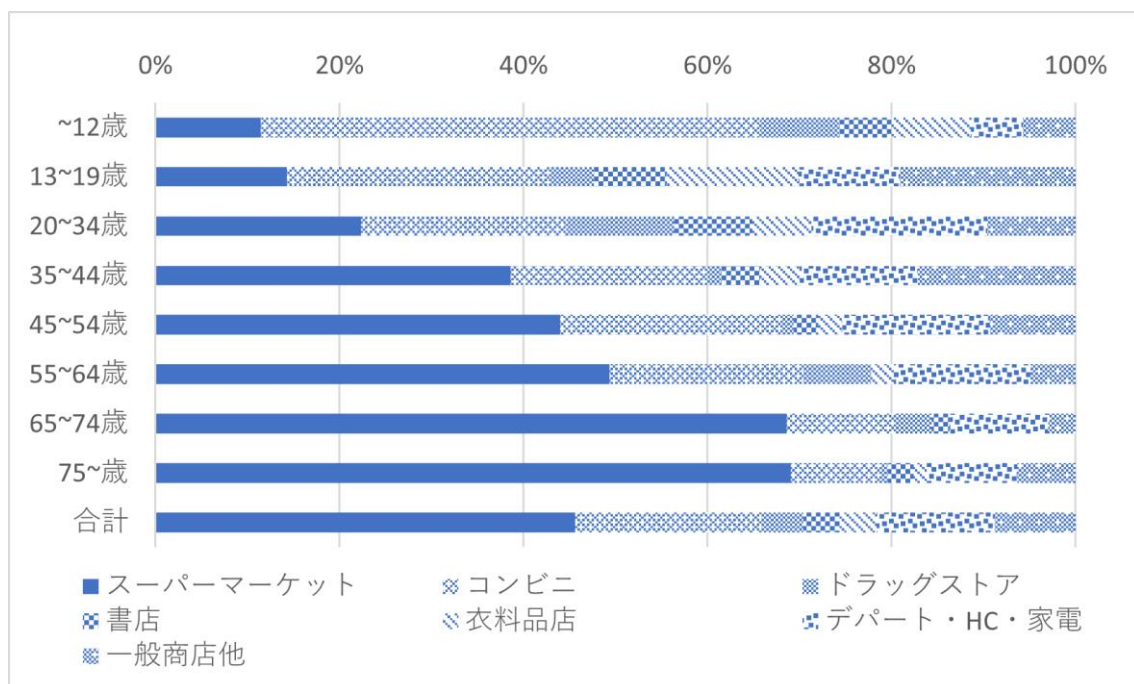


図 6 「年代別犯行場所の構成比」 （「令和元年 万引きに関する調査研究報告書」をもとに筆者作成）

### 第3節 高齢者特有の病気と万引き

ここでは、万引きとの関連性が高いと考えられ、高齢者に多くみられる病気として代表的な認知症について述べる。「加齢に伴う認知機能の低下と認知症」（日本内科学会雑誌）によると、脳の加齢変化から病的変化への移行は連続的であるとされており、認知症と加齢には関連性が認められている。実際の犯罪においても「認知症傾向のある受刑者の概数調査（報告）」（2016年）によると、65歳以上の調査実施者305人のうち、認知症傾向にある受刑者はおおよそ17%と、脳の認知機能低下の影響を受け受刑者となった高齢者が一定数いることが窺える。高齢者の犯罪を論じるにあたっては認知症との関連性を考察する必要性があると言える。

認知症は、脳の機能低下のために様々な障害が起き、生活するうえで支障が出ている状態を言う。認知症が原因とされる万引きでは「レジを通ることを忘れる」、「お金を払う概念がない」など本人には罪の意識がないケースが多い。

「高齢者による万引きに関する報告書 -高齢者の万引きの実態と要因を探る-」（万引きに関する有識者研究会）によると、現時点では、高齢者の万引きへの加齢に伴う認知機能等の関与について十分な研究や知見はない。しかし当研究の実態調査において、見当識障害をうかがわせる「今日が何月何日かわからない時がある」という質問項目に関して、一般高齢者が11.2%であるのに対し65歳以上の万引き高齢被疑者では48.1%と極めて高い該当率が示された。万引きと認知症の因果関係については未だ解明されていないものの、両者の間に何らかの関連性が認められる。また、このような病気の場合、本人に対して直接的に万引き防止策を講じることは困難なため、周囲のサポートが重要となる。

### 第4節 政府による現行の政策や対策

様々な実施母体による現行の対策は表1の通りである。

| 実施母体         | 内容                                          | 問題点          |
|--------------|---------------------------------------------|--------------|
| 裁判所          | 初犯者以外にも微罪処分                                 | 再犯の可能性あり     |
| 裁判所          | 起訴猶予処分の増加                                   | 基本的に単純起訴猶予のみ |
| 裁判所<br>刑事施設  | 刑の一部を猶予                                     | 対象者のイメージが不明瞭 |
| 検察庁<br>保護観察所 | 起訴猶予裁定前に予め保護観察官と社会復帰調整官が起訴猶予見込み者に対し調査・調整を行う | 試験的な実施       |

表1「現行の政策や対策」（筆者作成）

また、2006年に改正刑法および改正刑訴法が成立した。それまでは窃盗罪の法定刑には懲役のみで、初犯等で起訴されない場合もあったが、罰金刑の新設で科刑されるケースが増加し、犯罪抑止効果が期待された。それまでの刑法下では不起訴になる場合が多かったが、改正後、新たに窃盗罪については「50万円以下の罰金」を科すことも可能になった。被害額が比較的少数である万引き事件では懲役刑まで科すのは酷ではないかという意見に応え、罰金刑の選択肢を用意し、急増する万引きへの対応が図られた。

## 第5節 地域で行われている現行の政策や対策

ここでは、地域における高齢者犯罪に関する取り組みを3点取り上げる。

1つ目は地域生活定着支援センターについてである。この施設は高齢者又は障害者を対象に、刑務所等の矯正施設釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの行き場のない人を福祉の面からサポートすることを目的とした施設である。厚生労働省の事業費援助のもと保護観察所と協働し2011年から始まった取り組みであり、2020年現在では全国47都道府県に設置されている。具体的な活動内容としては、①保護観察所等からの依頼に基づき受入れ先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援をするコーディネート業務、②矯正施設を退所した後社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言をするフォローアップ業務、③本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者との相談支援、の3点である。

中でも長崎県の地域定着支援センターでは、矯正施設入所者・出所者だけではなく、被疑者・被告人や不起訴・執行猶予等となった障害者・高齢者に対しても、同様の支援を先駆的に行っている。この取り組みにより出口支援のみならず入口支援も可能になり、より包括的なサポートが実現している。

2つ目は自治体による講習会の実施である。万引き件数がかつて7年連続全国最多だった香川県では、警察と香川大学が協力して小売店向けの犯罪防止マニュアルの作成や万引き防止対策講習会・動画視聴による講義が実施された。実施対象者への調査では講習会・動画双方とも効果が見られたが、動画より講習会のほうが評価と実感が高いということが明らかになった。この取り組み施行後には、人口1000人当たりの万引きの認知件数は全国30位と改善した実績もある。

3つ目は、防犯カメラ設置に関する資金援助である。この取り組みは万引きや高齢者犯罪のみを対象としたものではなく、地域全体の治安向上を図るものが多い。全国の一部の自治体で行われている取り組みだが、各自治体によって設置条件や援助額などで差が見られる。

## 第6節 現行の政策の限界

以上、様々な実施母体による犯罪に関する対策を挙げたが、ここではそれらの限界について述べる。まず、国家単位で行われているものに関しては、いずれも高齢者や万引きを具体的な対象とした事前予防策が講じられていない。急増する高齢者万引きに対応するにはより具体的な策を講じる必要があると考える。また、地域単位では長崎県や香川県など一部の都道府県では先駆的に高齢者犯罪に対する支援が行われているものの、全国的な普及には至っていない。防犯カメラの補助金制度に関しても、国家単位で統一された支援がなく、制度として確立されているとは言えない。深刻化する高齢者万引きの問題に対応するためには、国家で統一された策を講じる必要があるだろう。

## 第7節 問題意識

現状分析では高齢者による犯罪発生率が急激に上昇し社会問題化している現状が明らかになった。さらに高齢者による犯罪の中でも万引きは検挙件数の割合・再犯率が共に高く、早急な対処が必要であることも分かった。しかし現行の対策は具体性に欠けるものが多かったり、一部の地域での試験的な実施に留まっていたりと、高齢者万引きへの策としては不十分である。

以上の現状分析を踏まえ、本稿では高齢者による犯罪の増加を問題とし、その中でも特に数が多く、高い再犯率も見られる万引きに焦点を当てる。高齢化が進行する日本では、犯罪の多くを占めているものの未だ研究の蓄積、政策が不十分な高齢者万引きに着目する意義は大いにあると考える。この問題を解決するために、万引きを行う高齢者の特質や要因を明らかにする分析を行い、高齢者万引きに有効な政策を提言する。

## 第2章 先行研究及び本稿の新規性

### 第1節 先行研究

犯罪に関連する研究は数多く蓄積されているが、その中でも高齢者万引きに関する研究に絞り、先行研究を3つ挙げる。

1 つ目は矢島(2018)『社会経済状況の変化と高齢者万引き・万引き高齢者』、2 つ目は齊藤(2018)『一般緊張理論の観点から見た高齢者犯罪 ―東京都における高齢者の万引きの研究―』、3 つ目は星(2018)『高齢犯罪者対策と法的対応のあり方』である。

矢島(2018)は高齢者万引きと万引き高齢者の特性を列記し、社会経済的要因と生活特性を推定している。そこから万引き高齢者の特性として貯蓄と年金だけに頼っている経済生活事情、一人暮らし、話し相手・相談相手の不在、地域関係の希薄さ、福祉とのつながりの欠如といった生活特性が明らかになっている。また高齢者万引きが問題化された理由として、犯罪の厳罰化傾向、小売店の販売形態の変容、少子高齢化といった社会経済状況の変化が考えられるとしている。

2 つ目の齋藤(2018)では、Agnew の一般緊張理論(general strain theory: 以下 GST と表記する)にもとづき、高齢者の万引きの背景要因について、分析がなされている。GST は、緊張の源泉を以下の3つに分類している。緊張の第一の源泉は、個人が定める価値ある目標を達成できないことであり、Mer - ton が想定していた長期的目標だけでなく、短期的目標も対象とされている。緊張の第二の源泉は、価値ある物や人との交流に由来する快刺激が失われたり、除去されたりしていることである。緊張の第三の源泉は、人との不和や人からの不当な扱いなどの不快刺激に直面・曝露することである。分析においては東京都における無作為で選出された81人の一般高齢者と81人の初回の万引きにより検挙された高齢被疑者をマッチドペアにしたデータセットを用いて、対処スキル、社会経済的地位、セルフコントロール、ソーシャルサポートの供与が高齢者の万引きのリスクを低減させるかについてロジスティック分析を行う。

主要な分析結果を、3つにまとめると、次の通りであった。第一に、目標不達成による緊張は、高齢者による万引きのリスクの高さに影響していることが示された。第二に、快刺激剥奪による緊張は、高齢者による万引きのリスクの高さに影響していることが示された。第三に、社会経済的地位、セルフコントロール、ソーシャルサポートの供与は、高齢者による万引きのリスクを低減させる可能性が示された。一方で、高齢者が有する対処スキルと万引きのリスクとの間には、有意な関連は見出されなかった。以上から、万引きを行った高齢者は、緊張に悩まされ、それに合法的に対処するための乏しい資源しか有しないという点で、非常に恵まれない人々であるという特徴が示唆された。国内の先行研究においては、大学生の学業不正行為や非行経験に関して、GST の緊張仮説が支持されていた。本論文での結果から、人生後期の高齢者層の万引きに関して GST の緊張仮説が一定の妥当性を持つという知見が新たに追加されたといえる。

3 つ目の星(2018)では法整備の観点から見る高齢者犯罪対策について書かれている。その中でも増加の著しい高齢者万引きに着目し、高齢者犯罪を①自己目的型:万引きによって承認欲求を満たそうとして店頭で少額窃盗を常習的に行うケース、②生活困窮型:経済的要因から生活が圧迫し、貧困故に万引きを行うケース、③認知症型:認知機能の低下に伴う是非善悪弁識能力・行動制御能力の低下が原因で万引き等の少額窃盗を常習的に行うケース、の3種類に大きく分類出来ると述べている。

①の場合、経済的困窮を理由とするものは少なく利欲を動機とするものが多くみられる。中には広義のクレプトマニアのように習慣化しているケースもある。しかし具体的な対応は考えられておらず、未然の防止が求められている。筆者は高齢者万引きを未然に防止するためには生体認証機能付きカメラのような機器を用いた万引き防止対策を考える必要があると考えており、その際に生じる個人情報保護法を法的な観点から見ると同条 15、16、17、18 条より実現は可能だと考えている。

②の場合、すでに規範意識を持っている者による犯罪なので少年犯罪とは異なり更生が難しいと考えられている。そのため刑事司法での対応が必要となるが、実際には微罪処分や起訴猶予処分が多い。そのため、未然に防ぐことや犯罪機会を減らすことが重要である。

③は認知機能の低下に伴う是非、善悪弁識能力・行動制御能力の低下が原因で万引き等の少額窃盗を常習的に行うケースを指す。これらは程度にもよるが刑法 39 条に定める心神喪失または心神耗弱にあたることになる。そのため、法的対応としては責任非難ではなく治療などの医療的対応が必要だ。しかし万引きは「重大な他害行為」ではないため医療診察法のような枠組みが存在しないために一般の治療・介護に頼る必要がある。

## 第 2 節 本稿の新規性

本稿では、高齢者万引きへの対策を講じる第一歩として、万引きを犯す高齢者の特徴を明らかにする。

先行研究における矢島(2018)、齋藤(2018)では高齢者万引きにおける特性として経済生活事情、社会経済的地位、ソーシャルサポート等が高齢者の万引きのリスクに影響を与えているとしている。また、齋藤(2018)では東京都における無作為で選出された 81 人の一般高齢者と 81 人の初回の万引きにより検挙された高齢被疑者をマッチドペアにしたデータセットを用いてロジスティック分析を行っている。

しかし、これらのいずれにおいても、都道府県ごとの高齢者の万引き検挙人員を用いた分析や検証は行われておらず、警視庁（東京都）など特定の都道府県のデータを用いるに留まっている。これは高齢者万引きの特徴を捉えるのに十分とはいいがたく、高齢者万引きの特徴をより明らかにするためには、全国規模のデータを用いた分析が必要である。そこで本稿の新規性として、2005 年から 2017 年度までの 13 年間の各都道府県における 65 歳以上の万引き検挙人員をデータとして用いる。さらに、高齢者万引きに関する要因を経済的要因、社会的要因、コミュニティ的要因の 3 つの観点から分析し、具体的な高齢者万引きの誘因を探る。過去の研究では、高齢者万引きという大枠に対しての対策が講じられていたが、本稿では万引きの原因に応じたよりミクロな政策を提言し、高齢化が進行する日本において有効な高齢者万引き対策を考える。

## 第3章 実証分析

### 第1節 リサーチクエスションと仮説

本稿では高齢者による犯罪割合が増加傾向にあり、その中でも万引きによる犯罪が多くを占めている現状を問題意識とし、リサーチクエスションを高齢者万引きの特徴と要因は何かとした。万引き検挙人員は年々減少しているものの、高齢者による万引きの割合が増えている。また、高齢者犯罪の中でも万引きが多いことから、高齢者が万引きを犯す要因として以下の仮説を立て、高齢者万引きの特性を明らかにする実証分析を行う。

【仮説①】金銭面や経済的理由から万引きを犯す経済的要因

【仮説②】社会情勢や治安の影響から万引きを犯す社会的要因

【仮説③】地域コミュニティやソーシャルサポートなどの希薄化によって万引きを犯すコミュニティ的要因

また、現状分析や先行研究でも触れている高齢者特有の認知症による万引きについては要因が定かであるため今回の実証分析では扱わない。万引き高齢者の特性や要因を明らかにするべく、被説明変数に「万引き検挙人員 100 人当たり的高齢者万引き検挙人員」を置き、説明変数には、仮説と先行研究から経済生活事情、社会経済的地位、ソーシャルサポート等が高齢者万引きに影響を与えているとされているため、高齢者万引きに影響を与えられと考えられる変数を、経済的要因・社会的要因・コミュニティ的要因に大きく分類して分析を行う。それぞれの変数と仮説については各変数の説明で詳しく説明する。

### 第2節 使用するデータ

都道府県別パネルデータによる回帰分析を行う。被説明変数にあたる各道府県別における 65 歳以上の万引き検挙人員のデータは警察庁に依頼し提供を受け、各説明変数との年数を考慮し、2005 年から 2017 年までの 13 年間のパネルデータとする。

### 第3節 被説明変数

・万引き検挙人員 100 人当たり的高齢者万引き検挙人員

被説明変数には 65 歳以上の万引き検挙人員を全万引き検挙人員で除したものを用いる。犯罪は発生してから通報・認知され、警察によって検挙されるという流れをとるが、その過程で認知や検挙されない事件も多数存在することになる。多くの犯罪に関する先行研究では認知件数を用いているが、被疑者の年齢が明らかになるのは検挙した時点であるため、分析対象を高齢者に限定している本稿では検挙人員を用いる。

## 第4節 説明変数

### ①経済的要因

#### ・厚生年金平均受給月額

定年を迎えた高齢者においては、退職したあと年金を主な収入源として生活するケースが多い。そのため、万引きなど所持金が少ないために犯す犯罪に特に影響を与えるだろうと考え、変数に用いた。年金の受取額が多いほど犯罪を引き起こす誘因は下がり犯罪が抑制される方向に働くと予想される。

### ②社会的要因

#### ・可住地面積における人口密度

人口密度が高いほど犯罪対象となる人や家屋、商店が多くなり、潜在的な犯罪者の犯行の決行につながる可能性が上がると考えられる。人口密度が高いほど犯罪数は多くなると予想される。

#### ・高齢者一人当たり老人福祉費歳出額

老人福祉費とは、地方公共団体が社会福祉の充実を図るために行っている児童、高齢者、障害者等のための施策（福祉施設の整備や運営、生活保護の実施等）に要する費用を指す。

本稿では、高齢者に対する福祉の充実度の指標として老人福祉費歳出額を全高齢者で除したものを用いる。地域の福祉が充実し、高齢者に対するサポートが手厚いほど犯罪を引き起こす誘因は下がると考えられるため、老人福祉費歳出額が多いほど高齢者による万引き等の犯罪は少なくなると予想される。

#### ・人口一人当たり警察費歳出額

警察の能力が高いほど犯罪の発覚可能性があがり、犯罪者にとっての期待費用が増大すると考えられるため、警察の能力を表す指標として人口一人当たりの地方公共団体の警察費への歳出を用いる。警察費歳出額が多いほど犯罪数は少なくなると予想される。

#### ・法改正ダミー

2006年の刑法改正で、窃盗犯に対して罰金刑が新設された。その目的は窃盗にも様々な種類があるので、より段階的な刑罰を与えられるようにすることである。この法改正は犯罪を抑止する効果を持つと考えられている。本分析では、2006年から2017年における変化について1となるダミー変数を採用した。法改正により、万引きなどの窃盗犯罪が減少すると予想される。

### ③コミュニティ的要因

#### ・全高齢者世帯当たり高齢単身世帯

高齢者の社会的孤立状況を測る指標として用いる。高齢単身世帯が少ないほど、高齢者の孤独世帯が少なくなり、精神的な要因での犯罪発生件数の減少につながると考えられるため、高齢単身世帯が少ないほど犯罪数は少なくなると予想される。

#### ・高齢者クラブ数

高齢者クラブとは、高齢者が参加できる、地域組織である。職を持たないことが多い高齢者においては、他人との接触を地域コミュニティに求めるものが多いと考えられる。そ

のため、自治会や町内会などの地縁団体や高齢者クラブに参加することで他人との交流を図る機会が増えれば犯罪の抑止につながると考えられる。つまり、高齢者クラブ数を社会的なつながりの代替変数として用いる。高齢者クラブ数が多いほど犯罪数は少なくなると予想される。

## 第5節 推定モデルと推定方法

本稿では、適切なモデルを採択するために次の検定を行った。まず、プーリング回帰モデルと固定効果モデルとの間のモデル選択のために、F 検定を行った。F 検定の結果、「各個人の個別効果が全て等しい」という帰無仮説 1%の有意水準で棄却され、固定効果モデルが採択された。次に、固定効果モデルと変量効果モデルとの間のモデル選択のために、Hausman 検定を行った。Hausman 検定では、「個別効果が説明変数と無相関である」という帰無仮説と、「個別効果が説明変数と相関を持つ」という対立仮説とを立て、カイ二乗検定を行う。その結果、1%の有意水準で帰無仮説が棄却され、固定効果モデルを採択した。

また、被説明変数と各説明変数において割合を含む変数には対数変換を行い、分析を行った。分析で使用するソフトは Stata15 である。

分析に用いたモデルは以下のものである。

$$\log Y_{it} = \beta_0 + \sum_{k=1}^4 (\beta_k \cdot \log X_{kit}) + \beta_5 X_{5it} + \beta_6 X_{6it} + \beta_7 X_{7it} + \varepsilon_{it}$$

$i$  : 都道府県

$Y$  : 万引き検挙人員 100 人当たりの高齢者万引き検挙人員

$X_1$  : 可住地面積おける人口密度

$X_2$  : 高齢者一人当たり老人福祉費歳出額

$X_3$  : 人口一人当たり警察費歳出額

$X_4$  : 高齢者世帯当たり高齢単身世帯

$X_5$  : 厚生年金平均受給月額

$X_6$  : 高齢者クラブ数

$X_7$  : 法改正ダミー

$\beta_0$  : 定数項

$\varepsilon$  : 誤差項

## 第6節 推定結果

推定結果は表2、表3の通りである。

表2 記述統計量

| 変数           | サンプル | 平均        | 標準偏差      | 最小値       | 最大値       |
|--------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 高齢者万引き検挙人員   | 611  | 3.43194   | 0.2678084 | 2.326108  | 4.051877  |
| 厚生年金平均受給月額   | 611  | 146036.8  | 13966.68  | 122478    | 191319    |
| 可住地面積おける人口密度 | 611  | 6.8434    | 0.7373631 | 5.466124  | 9.143641  |
| 老人福祉費歳出額     | 611  | 4.531672  | 0.1755974 | 4.046956  | 4.920143  |
| 警察費歳出額       | 611  | 3.167718  | 0.1625375 | 2.924348  | 3.907863  |
| 高齢単身世帯       | 611  | -1.50446  | 0.2313376 | -2.073019 | -1.026516 |
| 高齢者クラブ数      | 611  | 2388.074  | 1319.101  | 256       | 6807      |
| 法改正ダミー       | 611  | 0.9230769 | 0.2666877 | 0         | 1         |

表3 推定結果

|              | 係数            | 標準誤差      |
|--------------|---------------|-----------|
| 厚生年金平均受給月額   | -0.0000253*** | 1.85E-06  |
| 可住地面積おける人口密度 | -0.2106361    | 0.2643692 |
| 老人福祉費歳出額     | -0.3717327*** | 0.0454588 |
| 警察費歳出額       | 0.3023389**   | 0.1304581 |
| 単身高齢世帯       | 0.6234985***  | 0.0945804 |
| 高齢者クラブ数      | -0.0000848*** | 0.000027  |
| 法改正ダミー       | 0.0674446***  | 0.020135  |
| 決定項          | 10.36691***   | 1.837377  |

決定係数 0.8028

注) \*\*\*, \*\*はそれぞれ 1%, 5%水準で有意であることを示す。

## 第7節 結果の解釈

以上、分析結果を踏まえて考察を行う。

まず、①経済的要因から厚生年金平均受給額が負に有意に効いたことから、仮説通り高齢者の場合でも所得が犯罪の決行に影響を与えられと考えられる。

次に②社会的要因から可住地面積における人口密度は有意には効かなかった。仮説では人口密度が高いほど犯罪数は多くなると予想されたが、高齢者万引きに関しては人口密度に関してはそれほど影響がないと考えられる。一方、老人福祉歳出額は予想通りの結果が得られた。老人福祉費歳出額については、福祉を金銭という面からしか測ることができない変数であり、福祉の内容にまで言及はできないが、少なくとも地方自治体の金銭的なサポートが犯罪の抑制に影響を与えていると考えられる。警察費歳出額に関しては、警察費歳出額が多いほど犯罪数は少なくなると仮説を立てたが、分析では正に有意に効き、犯罪数が下がるというよりも警察の能力が高いほど検挙人員が高まると考えられる。また、法改正ダミーが正に有意に効いたことから、犯罪を抑止するというよりも万引きを犯罪として検挙しやすくなったために検挙人員増加したと解釈した。

③コミュニティ的要因に関して高齢単身世帯は正に有意、高齢者クラブ数は負に有意に効き仮説通りの結果が得られた。このことから高齢者の人とのつながりの低下が犯罪数に影響を与えていると考えられ、社会的なつながりの有無が犯罪の要因となっており、社会的孤立が犯罪増加につながると考えられる。

## 第4章 政策提言

### 第1節 政策提言の概要

本節では、分析結果・現状分析をもとに4点の新たな政策を提言する。

政策Ⅰから政策Ⅲは、万引きの原因に応じた政策提言である。先行研究の星（2018）では、高齢者万引きは①自己目的型、②生活困窮型、③認知症型の3つに分類できるとされている。また、「平成30年版 犯罪白書」（法務省）によると、高齢者の万引きの動機は「盗み癖」と「節約のため」が多く、それぞれ①自己目的型と②生活困窮型に対応すると考えられる。本稿の実証分析で使用した説明変数でも、①自己目的型と関連性が高い「高齢単身世帯数」と「高齢者クラブ数」、②生活困窮型と関連性が高い「厚生年金平均受給月額」と「老人福祉費歳出額」を採用しており、いずれも有意な結果が得られた。よって①自己目的型と②生活困窮型のそれぞれに対応する政策を講じることが必要であると考えた。また、現状分析でも触れた通り、認知症などの脳の機能低下による万引きも問題視されている。近年の急速な高齢化を鑑みると、③認知症型への対策も必要であると言える。過去の論文や対策はこれらを一括りにしたものも多く、原因に応じた具体的な策は講じられていない。よって本稿では、高齢者万引きを上記の3つに分類し、それぞれに応じた政策を提言する。

政策Ⅳは、詳細データの蓄積・公開とEBPMの推進に関する政策提言である。本稿で使用した高齢者の万引き検挙人員データをさらに詳細にしたデータの蓄積と公開を求めるものである。さらにEBPMの推進にも言及し、より有効な政策の立案を図る政策提言を行う。

上記4点の政策提言について、以下詳述する。

### 第2節 政策提言の詳細

#### 【提言Ⅰ】自己目的型：孤立する高齢者に対する伴走型支援

自己目的型万引きとは、スリル探求や万引き自体を目的とし、憂さ晴らしや孤独解消のために万引きを犯すものを指す。万引きは刺激性が高く、成功体験を通して常習化するケースが多いため、病的な万引きへの依存を引き起こす前に適切に対応する必要がある。

本稿の分析により、老人クラブ数が負に有意、単身高齢世帯が正に有意という結果が得られた。地域コミュニティの活性化は万引き抑止に効果があり、社会的孤立は高齢者の万引き誘因の1つになっていると解釈できる。よってここでは、高齢者の地域コミュニティへの参加を促す政策を提言する。提言対象は総務省である。

内閣府の「平成25年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査結果」によると、グループや団体で自主的に行われている社会参加活動に「参加したい」と60歳以上の高齢者の72.5%が回答している。高齢者の多くは地域活動への参加を望んでいることがうかがえる。また、同調査によると活動参加へのきっかけとして最も多いのは「友人・仲間のすすめ」であった。これらの結果から、一定の人との交流が見込める家族や配偶者と暮らす高齢者は地域コミュニティに参加しやすい状況にあると考えられる。一方、単身で暮らす高齢者は地域コミュニティとの接点が少ないと考えられ、地域コミュニティとの接点を行政が創出する必要があると言える。

よって、行政職員の単身高齢者宅訪問による地域コミュニティへの参加促進を政策提言

とする。具体的には、定期的に地域職員が単身高齢者宅を訪問し、個人のニーズをヒアリングする。その内容に基づき最適な地域の社会活動・コミュニティを提案し、参加を促す。オンライン等の技術発達が進む現代においても、単身高齢者宅への直接的な訪問を施策とする理由としては以下の点が挙げられる。まず、高齢者はデジタル機器に不慣れであると考えられるため、対面での直接的な接触が必要であると考えられるからだ。また、電話や書面などの間接的な勧誘では、本政策の目的である、「人との交流の創出」には繋がりにくいと考えられる。さらに単身高齢者宅への定期的な訪問をすることで、近年問題視されている孤独死の早期発見・予防にも効果が期待される。

また、参加の際の懸念点として、高齢者側の費用負担が挙げられる。「令和二年版高齢社会白書」（内閣府）によると、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち半数以上が公的年金・恩給のみを所得としている。一定の貯蓄があることを考慮しても、コミュニティへの出費は家計に大きく影響を与えることが予想される。団体への入会費や初期費用は高齢者にとって大きな障壁となるため、高齢者コミュニティへの資金援助によってこれを解消する。団体運営において必要な資金の一部を行政が負担することで、参加者の入会費等の減額を図り、新規加入及び継続を容易にする。また、新規コミュニティの増加も見込まれ、更なる地域コミュニティの活性化が期待できる。

以上の政策により、孤立した高齢者が何らかのコミュニティに属し、そこでの人間関係や楽しみを創造することによって、自己目的型万引きの削減を目指す。さらに、地域コミュニティへの参加促進は、万引き予防以外の点でも効果が見込まれる。「高齢者が交流を持つ『コミュニティ・サロン』をまちに設置すると、要介護認定率が半減する可能性がある」（JAGES）では高齢者向けサロンに参加していた人は、そうでない人と比較して要介護認定を受けるリスクが半分であることが示されている。これは、愛知県武豊町を対象に、生活機能が自立した高齢者が集う「憩いのサロン」を設け、5年間にわたり町内の高齢者全員の健康状態や生活状況の調査を実施したものである。調査開始時の調査対象者の健康状態はほぼ同一であったものの、サロン開設から5年の観察期間において、サロンに頻繁に参加していた人は、そうでない人よりも要介護認定を受けるリスクが低いという結果が示されたのだ。よって、地域コミュニティの活性化は高齢者の健康状態に好影響を与えることが期待される。近年、高齢化に伴う介護費用は増大し、財政を圧迫している。また、少子化による労働力人口の減少も問題視されているが、地域コミュニティの活性化により高齢者の健康状態の改善が達成されれば、上記のような社会問題の解決も期待できる。

## 【提言Ⅱ】生活困窮型：高齢者の経済的自立の促進

生活困窮型万引きとは、経済的要因から生活が圧迫し、貧困故に万引きを行うものを指す。提言Ⅰでも触れたが、公的年金のみを所得としている高齢者は多く、十分な生活費が得られないために万引きによって生活に必要な物を得ている場合が多い。

本稿の分析により、厚生年金平均受給月額と高齢者一人当たり老人福祉費歳出額が負に有意という結果が得られた。前者については、高齢者においても所得が低いほど万引きを起こしやすいという解釈ができる。後者については、高齢者に対する福祉が充実しているほど万引き抑止効果が高いと解釈できる。以上の結果から、高齢者に対する経済的支援や福祉の充実は必須であると言える。また、生活困窮型の高齢者は現状が改善され、脱貧困しない限り再犯を犯す傾向にある。よってここでは、高齢者の福祉充実と経済的自立を促すために「地域生活定着支援センターの業務拡大」を提言する。提言先は各都道府県における地域生活定着支援センターとする。具体的には2つの施策を提言する。

1 つ目は、「地域生活定着支援センターにおける受け入れ対象の拡大」である。現状分析でも述べた通り、現在の地域生活定着支援センターの業務内容は矯正施設（刑務所・拘留所）に入所した高齢者・障害者が地域社会の中で円滑に福祉サービスが受けられるようサポートするものである。そのため現状では、対象者が施設入所者に限られており、被疑者・被告者となった高齢者や不起訴・執行猶予になった高齢者をカバー出来ていない問題がある。現状分析で述べた 2006 年の法改正により、窃盗罪に対して罰金刑が導入された。よって比較的軽微な犯罪である万引きでは、犯罪が発覚したものの矯正施設には入らず罰金刑となる高齢者が一定数存在することとなった。すなわち現状の地域生活定着支援センターではこれらの層をサポートすることができない。そこで、受け入れ対象を従来の矯正施設入所者に加え、被疑者・被告者や不起訴・執行猶予になった高齢者にまで拡大する。これにより、高齢万引き者に対してより包括的に福祉サービスを提供することが可能になる。

この政策のモデルとして、長崎県の地域生活定着支援センターの枠組みを採用する。全国にある地域生活定着支援センターの中で、長崎県のセンターは先駆的に受け入れ対象者の拡大を行っている。実際に行われているモデルを参考にすることで、対象者の拡大はスムーズにできると考えられる。

2 つ目は「業務内容への就職支援の追加」である。現在の日本の健康寿命は年々伸びており、高齢万引き者の中にはまだ就労可能な者及び就労意欲がある者が一定数いると考えられる。そこで就労意欲のある高齢者を対象に、地域生活定着支援センターで就職支援を行い、高齢万引き者の経済的自立を促す。その際、シルバー人材センターとの提携を行う。シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通して生きがいを得るとともに地域社会の活性化に貢献する組織である。シルバー人材センターは全国の市区町村に設置されており、都道府県知事からの指定を受けた社会法人である。具体的な活動内容としては、地域の家庭や企業・公共団体から仕事を受注し、会員登録した高齢者の中から適任者を選び仕事をしてもらう。ここで委託される業務内容は専門的技能を必要としない比較的軽微な仕事のため、地域生活定着支援センターの対象者が着手しやすいと考えられる。さらにこの組織では職業支援以外にもボランティア活動やクラブ活動も行っているため、地域コミュニティとの繋がりが生まれ自己目的型の対策にもつながる。ここで懸念されるのが会員登録に際し発生する年会費である。年間で 600 円から 3000 円の費用が発生するが、この費用に関しては初年度のみ地域生活定着支援センターによる負担代理を行い、社会復帰への第一歩目をサポートする。2 年目以降の会員継続については高齢者自身の判断に委ねるが、対象としているのは就労意欲のある高齢者であるため、一定の継続効果が期待される。

以上の政策により、万引きで検挙された高齢者を包括的に支援することで、福祉支援充実に加え経済的困窮による高齢万引き者の再犯を抑止することを目指す。

### 【提言Ⅲ】認知症型：顔認証型カメラを活用した万引きの事前抑止

認知症型万引きとは、認知症の疑いのある高齢者による万引きを指す。高齢者に万引きの意志がなくなるとも会計を忘れ、そのまま商品を持ち帰ってしまうことで結果的に万引き被疑者となるケースが多い。現状分析で触れた通り、認知症と万引きの間には何らかの関連性が認められ、また、今後急速に高齢化が進行することを鑑みると、認知症型万引きに対する施策は必要であると言える。認知症型の場合、被疑者となる高齢者には犯罪の自覚がないことが問題であり、周囲のサポートが必須である。

そこで提言するのが「顔認証型防犯カメラの導入支援」である。提言対象は警察庁であ

る。店舗に顔認証型の防犯カメラを設置し、認知症が疑われる対象者が入店した時点で店舗側がその情報を受け取ることで、店舗側は万引き発生の危険を感知し素早く対応することが可能になる。結果、認知症型の自覚のない万引きを未然に防ぐことができる。この顔認証型防犯カメラの設置は、認知症型万引きのみならず、指名手配犯の発見なども可能にするため、社会全体の治安向上という公共福祉の拡充にもつながる。顔認証型カメラの導入にあたって、データ管理と補助金制度の2つの施策を行う。

まずデータ管理について述べる。顔認証型防犯カメラの導入支援に際して必要となるのが認知症と疑われる高齢者の顔データである。しかし認知症高齢者は自ら進んでデータ提供することは難しいと考えられる。そこで家族、主治医からのデータの提供・登録を求める。このデータに関しては警察が厳重に保護し必要最小限の範囲と用途で利用することでプライバシーの保護を徹底させる。先行研究の星（2018）にもあるように、個人情報保護法の観点から見てもこの用途でのデータ活用は実現可能性が高い。また、認知症高齢者の家族は身内の顔写真のデータ提供に抵抗を示すことも考えられる。しかし顔写真の提供により、家族の目の届かない場面での予期せぬ犯行を防ぐことができる。このことは家族側にとっても非常に大きなメリットであるため、データ要請の際に安全面に関する十分な説明をし、理解を得られればデータ収集における障壁は軽減され则认为る。

次に補助金制度について述べる。2020 年度現在では防犯カメラの補助金制度が一部の市区町村でしか実施されていない。また、その用途も街頭カメラのみに限定している地域が多い。そこで対象地域を全国の市区町村に拡大する政策を提言する。補助対象となる店舗はスーパーマーケットに限定する。「万引きに関する調査報告書」によると、65 歳以上の高齢者による万引きの 70%以上がスーパーマーケットで発生している（図 6）ため、高齢者万引きの防止を目的とする本稿では、スーパーマーケットに限定して提言する。コスト面での実現可能性を高めるためにも、高齢者万引きの多いスーパーマーケットを対象を絞って政策を実施することが適切であると考ええる。

また、補助金の適用にあたって各店舗の運営担当者を対象に「店舗向け万引き防止対策講習会への参加」又は「万引き防止対策動画の視聴」を義務付ける。上記の講習会のモデルとして 2010 年に香川県で開催されたものを使用する。具体的には、「挨拶の徹底」、「販売意欲の向上」、「万引きされやすい商品の認知」、「死角の確認と防犯マップの作成」、「防犯情報の共有」、「商品の位置の確認」、「出入り口への注意」、「防犯機器の活用」の 8 項目を重点的な対策のポイントとした講義を実施する。対面での受講が難しい場合も考慮し、動画視聴による受講でも可能とする。現状分析でも触れた通り、実際に上記の項目をポイントとした香川県のモデルでは講習会の実施により万引き被害状況の改善が見られた。顔認証型カメラの導入が政策により達成されたとしても、効果を発揮するためには店舗側に十分な活用能力がなければならない。高齢者万引きに有効かつ公共システムとして有効な政策とするためにも、以上の講習の受講は必須であると考ええる。よってこれを補助金適用のための条件とする。

顔認証型防犯カメラは現在既に確立されている技術であるため実現可能性は高い。また 2021 年に開催予定のオリンピックや 2025 年の大阪万博でのテロ対策に向けた大規模な社会実験データを観測することも可能である。万引きを防ぐことだけでなく日本全体の治安向上を図る公共的な効用の高い政策になるだろう。

## 【提言Ⅳ】詳細データの蓄積・公開と EBPM の推進

以上、高齢者万引きの要因を 3 分類し、各分類に応じた政策を提言したが、今後さらに効果的な政策を講じていくためにも、高齢者万引きの実態をより具体的に把握していくことが必要である。

高齢化は今後一層深刻化し、それに伴い高齢者の万引き問題が社会に及ぼす影響もさらに拡大することが予想される。こうした事態に的確かつ迅速な対応をしていくためにも、犯罪の実態を具体的に把握していくことが必要である。本稿で被説明変数に使用したデータは、単純に検挙時の年齢が 65 歳以上の人員を都道府県別に集計したものである。高齢者万引きという大きな括りでの分析は可能であるが、個人特性を考慮したミクロな分析は困難なため、犯罪の背景が見えない。よって、高齢者万引きに関する詳細データの開示を求める。具体的には、以下の 3 点を加えた詳細データの開示を要求し、今後の高齢者万引きに関する研究の促進を図る。

1 点目は、性別の特定である。高齢になると男女別でライフイベントに差が生じる。女性では配偶者との死別や子の巣立ちによる育児からの解放等のイベントが生じる。一方男性では、定年退職等の職業関連のイベントが生じる。男女別の万引き誘因を具体的に探るためにも性別毎のデータ開示が必要である。

2 点目は、年齢階級の細分化である。具体的には 65 歳以上の階級をさらに 5 歳区切り（65～69、70～74、75～79、80～84、85～89、90～）とする。「高齢者」と言っても、置かれている社会環境や健康状態は様々である。今後は就労高齢者の増加等を受け、高齢者の生活環境はより複雑になることが予想されるため、年齢階級の細分化は実態把握のために必須である。

3 点目は、市町村単位への変更である。地域を細分化することでより正確な分析が可能となり、詳細な万引き誘因の解明が可能となる。よって、現在の都道府県単位を市町村単位のデータへと改善することを求める。

さらに、これらの詳細なデータの蓄積・公開により本稿で提言した政策Ⅰ-Ⅲの政策効果を正確に測定することが可能になる。高齢化が進行する日本において、有効かつ信頼性の高い高齢者万引きに関する政策の必要性は高まっており、詳細なデータを活用した EBPM の推進は非常に大きな意義を持つだろう。

## 第5章 おわりに

本稿では、高齢者犯罪の中でも件数割合及び再犯率が共に高い万引きに着目しその実態を探るべく研究を進めた。現状分析では高齢社会が加速する一方で、犯罪件数の多い高齢者万引きに対し十分な現状把握や対策が講じられていないことが明らかになった。この現状に問題意識を持ち、現状分析や実証分析を行い、高齢者万引きに対する4つの政策を提言した。

しかし本稿には課題も残されている。分析で高齢万引き被疑者の性別等の特性を十分に考慮できていなかった点である。提言Ⅳでも触れたが、高齢者万引きに関するデータは非常に少ない。そのため本稿においては社会的要因からのアプローチを図ったが、高齢者万引きの実態に迫るには高齢被疑者の詳細なデータが必要となる。今後は詳細データが蓄積・公開され、より具体的な要因解明がなされることを願う。

また本稿では、高齢者による犯罪の中でも万引きに絞って研究を進めたが、これはあくまでも高齢者による犯罪問題の一部分に過ぎない。今後は、万引きのみならず高齢者による犯罪全般に広く目を向けるべきだと考える。本稿の執筆にあたっては、警察庁にデータ収集の面でお力添えをいただいた。ここに感謝の意を表し、高齢化が進む日本においてもすべての人が安心して生活できるようになることを願い、本稿の締めとする。

## 参考文献

参考文献：

JAGES 「高齢者が交流を持つ『コミュニティ・サロン』をまちに設置すると、要介護認定率が半減する可能性がある」

([https://www.jages.net/project/taketoyo/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=3410](https://www.jages.net/project/taketoyo/?action=common_download_main&upload_id=3410)) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

警察庁「平成 29 年の刑法犯に関する統計資料」

(<https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/H29/h29keihouhantoukeisiryoku.pdf>)  
2020 年 11 月 6 日 データ取得

警察庁「平成 30 年の刑法犯に関する統計資料」

(<https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/H30/h30keihouhantoukeisiryoku.pdf>)  
2020 年 11 月 6 日 データ取得

警察庁生活安全局少年課「令和元年中における 警察庁生活安全局少年課少年の補導及び保護の概況」 ([https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hodouhogo\\_gaikyou/R01.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hodouhogo_gaikyou/R01.pdf))  
2020 年 11 月 6 日 データ取得

警視庁「万引きに関する調査研究報告書（小学生の万引きに着目した意識調査 及び万引き被疑者等に関する実態調査）」

([https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/anzen/manbiki/hokokusyo.files/R1\\_10.pdf](https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/anzen/manbiki/hokokusyo.files/R1_10.pdf)) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

神崎恒一（2018）「加齢に伴う認知機能の低下と認知症」『日本内科学会雑誌』107 巻 12 号 ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/naika/107/12/107\\_2461/\\_pdf/-char/en](https://www.jstage.jst.go.jp/article/naika/107/12/107_2461/_pdf/-char/en))  
2020 年 11 月 6 日 データ取得

川上麻由（2018）「我が国における高齢者犯罪の特異性について—米国における高齢者犯罪研究からの一考察—」([https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=9220&item\\_no=1&attribute\\_id=22&file\\_no=1](https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=9220&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1)) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

「全国シルバー人材センター事業協会」

([http://www.zsjc.or.jp/about/about\\_02.html](http://www.zsjc.or.jp/about/about_02.html)) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

大久保ら（2014）「店舗向け万引き防止対策講習会及び万引き防止対策動画の効果の検討—店舗での効果的な万引き対策推進のために—」

(<http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metadata/28295>) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

「地域生活定着支援センター」(<http://zenteikyo.org/>) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

中尾暢見（2014）「激増する高齢者犯罪」

([https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=10534&file\\_id=32&file\\_no=1](https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=10534&file_id=32&file_no=1))  
2020 年 11 月 6 日 データ取得

内閣府「平成 25 年度版 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査結果」

(<https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h25/sougou/gaiyo/index.html>)

2020 年 11 月 6 日 データ取得

内閣府「令和二年版高齢社会白書」

([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/zenbun/pdf/1s2s\\_01.pdf](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/zenbun/pdf/1s2s_01.pdf))

2020 年 11 月 6 日 データ取得

浜井浩一 (2013) 「なぜ犯罪は減少しているのか」『犯罪社会学研究』第 38 号

([https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjscrim/38/0/38\\_KJ00008952449/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjscrim/38/0/38_KJ00008952449/_pdf))

2020 年 11 月 6 日 データ取得

法務省「平成 26 年版犯罪白書」

([http://hakusyol.moj.go.jp/jp/61/nfm/n61\\_2\\_6\\_2\\_1\\_2.html](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/61/nfm/n61_2_6_2_1_2.html))

2020 年 11 月 6 日 データ取得

法務省「平成 30 年版犯罪白書」

([http://hakusyol.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65\\_2\\_7\\_4\\_1\\_2.html](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_4_1_2.html))

2020 年 11 月 6 日 データ取得

法務省「令和元年版犯罪白書」

([http://hakusyol.moj.go.jp/jp/66/nfm/n66\\_2\\_4\\_8\\_1\\_0.html](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/66/nfm/n66_2_4_8_1_0.html)) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

「毎日新聞デジタル」2017 年 3 月 7 日

(<https://mainichi.jp/articles/20170307/dde/041/040/021000c>)

2020 年 11 月 6 日 データ取得

万引きに関する有識者研究会 (2017) 「高齢者による万引きに関する報告書 -高齢者の万引きの実態と要因を探る-」

(<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/chian/pdf/anshinanzan/manbiki/houkokusho.pdf>)

2020 年 11 月 6 日 データ取得

佐藤典子 (1993) 「高齢者をめぐる諸問題 -公的資料から見た高齢犯罪者の実態-」『犯罪社会学研究』第 18 号

齊藤知範 (2018) 「一般緊張理論の観点から見た高齢者犯罪 -東京都における高齢者万引きの研究-」『犯罪社会学研究』第 45 号

星周一郎 (2018) 「高齢犯罪者対策と法的対応のあり方」『犯罪社会学研究』第 45 号

矢島正見 (2018) 「社会経済状況の変化と高齢者万引き・万引き高齢者」『犯罪社会学研究』第 45 号

データ出典：

警察庁「年次別 都道府県別被疑者の犯行時年齢が 65 歳以上の窃盗及び万引き 検挙人員」  
(2020 年 7 月 15 日 警察庁 データ提供)

総務省「住民基本台帳年齢階級別人口（都道府県別）」

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=7&class1=000001011679>) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106808\\_1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106808_1.html))  
2020 年 11 月 6 日 データ取得

総務省統計局「都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）」

(<https://www.e-stat.go.jp/regional-statistics/ssdsview>) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

総務省「地方財政統計年報」

(<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/toukei.html>) 2020 年 11 月 6 日 データ取得

総務省「都道府県決算状況調」

([https://www.soumu.go.jp/iken/kessan\\_jokyo\\_1.html](https://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_1.html)) 2020 年 11 月 6 日 データ取得